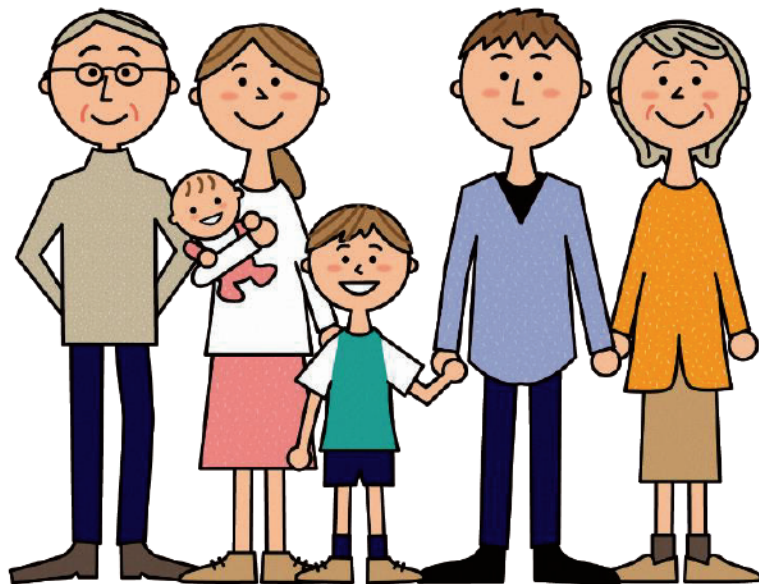


# 第2期赤穂市 子ども・子育て 支援事業計画

概要版

子どもと子育て家庭を地域全体で応援するまち赤穂  
～すべての子どもが可能性を开花できるまちをめざして～



令和2年3月

赤穂市

## 計画策定の趣旨

本市では、平成27年度から5年間で第1期とする「赤穂市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、様々な子ども・子育て支援施策を計画的、総合的に推進してきましたが、現計画が満了を迎えるにあたり、引き続き社会状況の変化に対応した子育て支援施策を計画的に推進するため、「第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

## 計画の期間

この計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間で計画期間とします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
赤穂市子ども・子育て支援事業計画					第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画				

## 基本理念

### 子どもと子育て家庭を地域全体で応援するまち赤穂 ～すべての子どもが可能性を開花できるまちをめざして～

近年、社会情勢や経済状況の変化により、子育て家庭を取り巻く環境も大きく変化し、家族形態にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。こうした中、子どもの虐待や貧困が深刻な社会問題となっていますが、本市においても、ニーズ調査や子どもの生活実態調査の結果から、子育て家庭の不安や負担の高まりや、家庭の経済状況によって、子どもの育ちが影響される現状が見えてきました。

すべての子どもは、尊ばれ愛されるべきかけがえのない存在です。また、一人ひとりが次代の赤穂をつくる力であり、大きな可能性をもった社会の希望です。

第2期計画においても、保護者が子育ての第一義的責任を持つという基本的認識を前提としつつ、地域全体で子どもと子育て家庭を支える、という第1期計画の考え方を踏襲し、子どもの健やかな成長と保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てができる環境づくりを、地域全体で支援していきます。

さらに、第2期計画では、子ども、家庭、地域の視点に加えて「SDGs」の視点を取り入れ、「誰一人として取り残さない」という考え方の下、貧困や虐待、障がいなどといった社会的支援が必要な子どもやその家庭に対し、これまで取組んできた施策をより充実させることとし、生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもが可能性を開花できるまちの実現をめざしていきます。

## 基本的視点

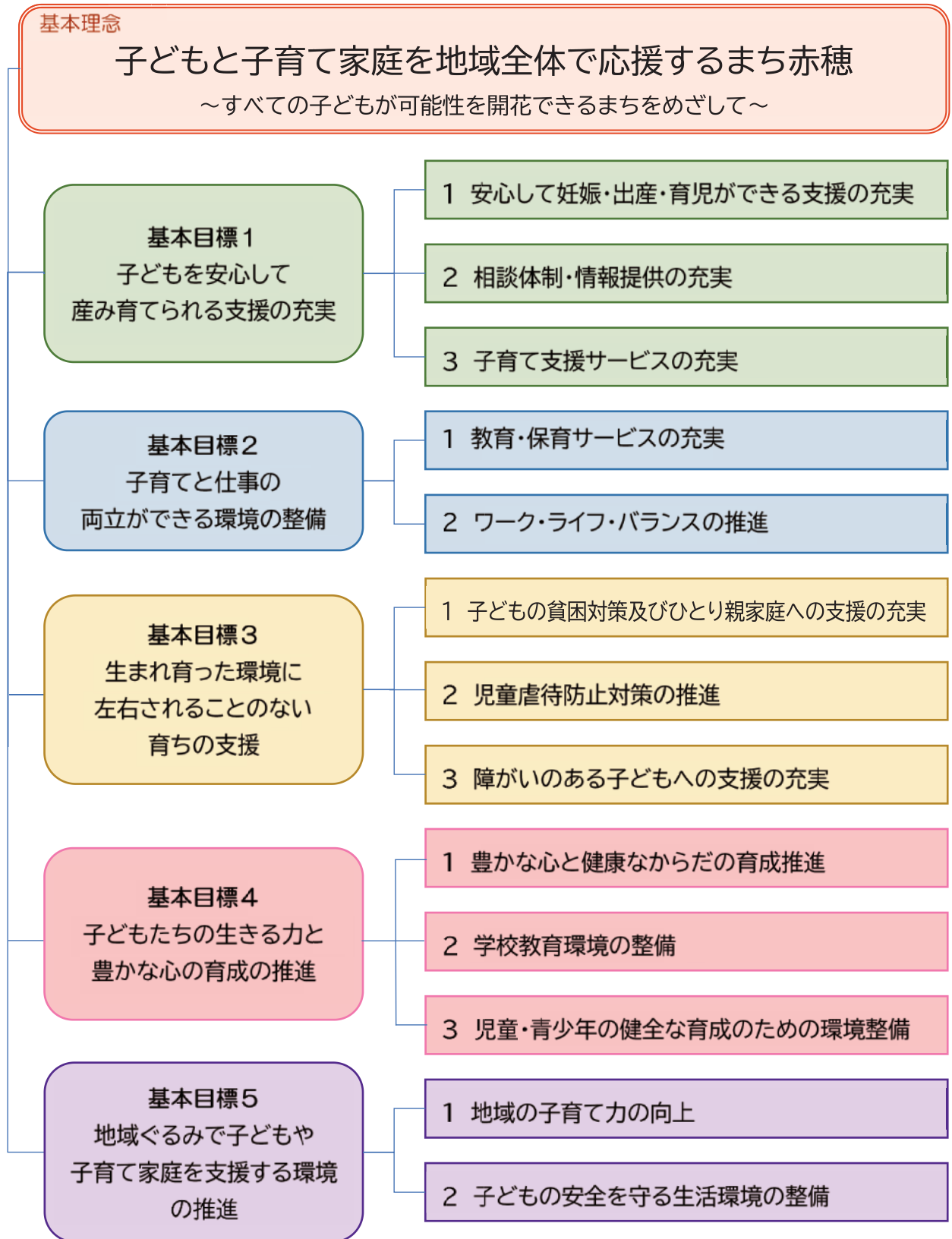
基本理念の実現に向けて、次の4つを基本的な視点として、施策を推進します。

### ●子どもの視点 ●家庭の視点 ●地域の視点 ●SDGsの視点※

※SDGs（エス・ディー・ジーズ）は、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念とした国際目標です。本市においても、子ども・子育て支援にSDGsの視点を取り入れ、施策を推進していきます。

# 施策の体系

第2期計画では、5つの基本目標の実現に向けて、13の施策の方向に基づいた81の施策を推進します。



# 基本施策の推進

## ●計画全体の達成度

指標	直近の現状値	目標値(令和6年度)
赤穂が子育てしやすい環境にあると思う人の割合 (ニーズ調査)	76.8%	95%

## 基本目標1 子どもを安心して産み育てられる支援の充実

安心して子育てするためには、あらゆる状況の子どもと子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援が重要です。

多様なニーズに対応できるよう、様々な子育て支援サービスに継続して取り組むとともに、母子保健や医療体制の一層の充実を図ります。

また、子育てに不安や悩みを抱えた家庭が孤立することのないよう、相談体制・情報提供の充実に努めます。



### 1 安心して妊娠・出産・育児ができる支援の充実

産婦健康診査の2回受診率

施策

- ・健診事業の充実
  - ・予防接種事業の充実
  - ・乳幼児等医療費助成等の実施
- 等

現状値	目標値
89.2%	100%

### 2 相談体制・情報提供の充実

すくすくキッズへの年間アクセス数

施策

- ・相談機関のネットワーク化
  - ・子育てや家庭教育に関する情報提供の充実
  - ・各種子育て相談の充実
- 等

現状値	目標値
131,305回	220,000回

LINEの子育て情報への年間アクセス数

現状値	目標値
—	130,000回

### 3 子育て支援サービスの充実

乳幼児一時預かり事業の登録率

施策

- ・一時預かり事業の充実
  - ・病児・病後児保育の実施
  - ・子育て家庭の経済的負担の軽減
- 等

現状値	目標値
18.6%	45%以上

病児・病後児保育事業の登録率

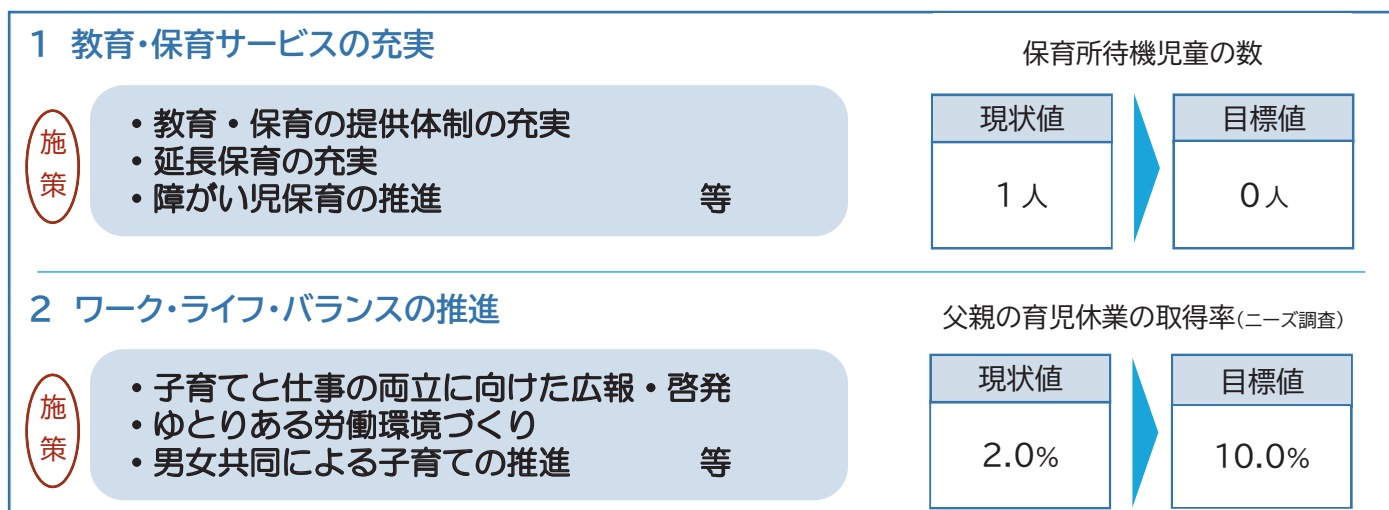
現状値	目標値
1.3%	9%以上

## 基本目標2 子育てと仕事の両立ができる環境の整備

すべての人が仕事と家庭に生きがいを持てるよう、男女ともに働きながら子育てがしやすい環境整備を促進する必要があります。

多様な働き方やライフスタイルに応じた教育・保育ニーズに対応できるよう、引き続き、質の向上や体制整備に取り組みます。

また、働きやすい職場環境の整備や男女共同参画の視点で広報・啓発を行うなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を一層推進していきます。

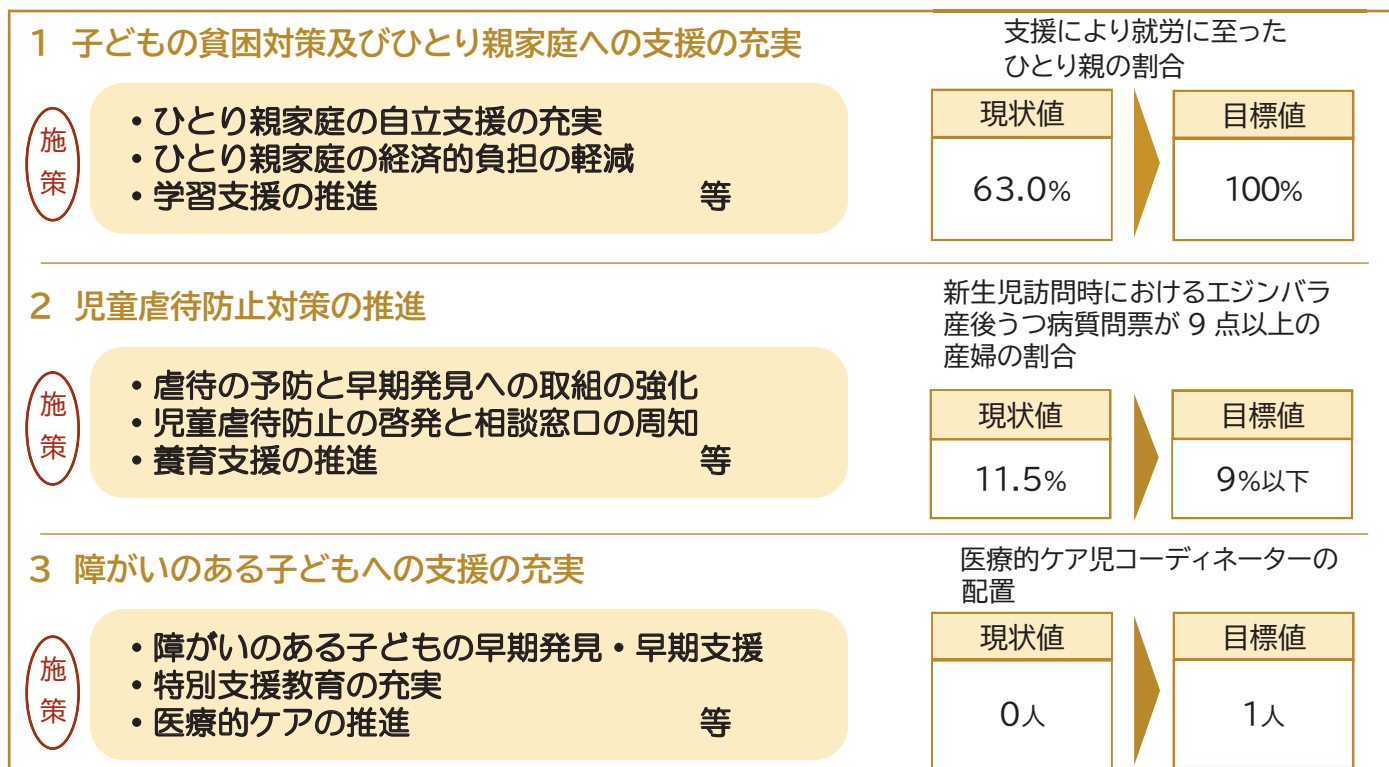


## 基本目標3 生まれ育った環境に左右されることのない育ちの支援

貧困、虐待、障がいなどにより、社会的な支援が必要な子どもが増加傾向にあります。

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するには、こうした子どもとその家庭に対し、個々の状況に応じたきめ細かな支援が必要です。

子どもの未来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、児童虐待の防止や、子どもの貧困対策、障がいのある子どもへの支援の充実に取り組みます。



## 基本目標4 子どもたちの生きる力と豊かな心の育成の推進

子どもの成長には、様々な学習や体験・交流活動が欠かせません。子どもの学力の向上はもとより、豊かな人間性と生きる力をバランスよく育む教育環境を整備するとともに、本市の特徴を生かした教育を推進します。

また、子どもが相談しやすい体制の充実を図り、心身の健やかな成長を支援するとともに、家庭や地域と連携し、すべての子ども・青少年を見守り、支える環境づくりに取り組みます。

<b>1 豊かな心と健康なからだの育成推進</b>	学校医や専門家による職員研修の実施回数				
<b>施策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>心豊かな子どもの育成をめざした教育の推進</li> <li>子どもが学ぶ機会の提供</li> <li>健康教育・保健指導の充実</li> </ul> 等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小中学校 各校1回</td> <td>小中学校 各校2回</td> </tr> </tbody> </table>	現状値	目標値	小中学校 各校1回	小中学校 各校2回
現状値	目標値				
小中学校 各校1回	小中学校 各校2回				
<b>2 学校教育環境の整備</b>	外部人材による教育機会の実施回数				
<b>施策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>特色ある学校づくりの推進</li> <li>幼保小連携教育の推進</li> <li>学校の組織力と教職員の資質向上の推進</li> </ul> 等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小中学校 各校2回</td> <td>小中学校 各校4回</td> </tr> </tbody> </table>	現状値	目標値	小中学校 各校2回	小中学校 各校4回
現状値	目標値				
小中学校 各校2回	小中学校 各校4回				
<b>3 児童・青少年の健全な育成のための環境整備</b>	自殺予防プログラムの実施か所数				
<b>施策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>心の問題に配慮した相談体制の充実</li> <li>児童・青少年の健全育成の推進</li> <li>有害情報から子どもを守る体制の整備</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学校 1か所</td> <td>中学校 5か所</td> </tr> </tbody> </table>	現状値	目標値	中学校 1か所	中学校 5か所
現状値	目標値				
中学校 1か所	中学校 5か所				

## 基本目標5 地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支援する環境の推進

子どもは、保護者だけでなく、地域の大人たちに見守られながら、様々な体験をすることで心豊かに成長することができます。

地域全体で子どもや子育て家庭を支える環境づくりを推進するため、地域における子育て支援意識の醸成を図るとともに、多様な資源を活かし、育てる取組を進めていきます。

また、子どもや子育て家庭が快適な環境の中で、のびのびと活動できるよう、安全・安心な環境整備に努めます。

<b>1 地域の子育て力の向上</b>	地域における子どもの居場所のか所数				
<b>施策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>母親クラブの充実</li> <li>地域・学校園所・大学の連携の推進</li> <li>地域における子育て支援意識の醸成</li> </ul> 等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2か所</td> <td>10か所</td> </tr> </tbody> </table>	現状値	目標値	2か所	10か所
現状値	目標値				
2か所	10か所				
<b>2 子どもの安全を守る生活環境の整備</b>	子どもの人身事故件数(18歳未満)				
<b>施策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域での安心・安全ネットワークづくり</li> <li>交通安全対策の推進</li> <li>施設・通学路の安全対策の充実</li> </ul> 等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>34人</td> <td>29人</td> </tr> </tbody> </table>	現状値	目標値	34人	29人
現状値	目標値				
34人	29人				

# 事業量の見込みと確保方策

## 教育・保育の量の見込みと確保方策

特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）や特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の施設等に小学校就学前の子どもが日常的に通う事業です。

### ■ 認定区分と提供施設

認定区分			提供施設		
1号	3-5歳	幼児期の学校教育のみ	幼稚園	認定 こども園	特定地域型保育
2号	3-5歳	保育の必要性あり	保育所		
3号	0-2歳				

### 確保方策の内容

- 市内の教育・保育施設は公立幼稚園 10 か所、公立保育所 6 か所、私立保育園 1 か所、認定こども園 1 か所でサービス提供を実施しています。
- 保育の必要性のある 4 歳児、5 歳児の教育利用希望者については、幼稚園預かり保育で対応しています。
- 3号認定の確保不足を解消するため、引き続き保育人材の確保に努めるとともに、多様な事業者の能力を活用しながら、教育・保育施設、地域型保育事業により、提供体制の確保を進めます。

### (1)1号認定(認定こども園、幼稚園) 3-5歳

単位:人/年

区分	R2	R3	R4	R5	R6
A. 量の見込み	645	631	587	569	576
B. 確保方策	716	716	716	716	716
B - A	71	85	129	147	140
A. 量の見込み(3歳児保育)	171	156	147	147	147
B. 確保方策	75	100	125	150	150
B - A	△96	△56	△22	3	3

### (2)2号認定(認定こども園、保育所) 3-5歳

単位:人/年

区分	R2	R3	R4	R5	R6
A. 量の見込み(教育ニーズ)	35	33	32	32	31
B. 確保方策	32	32	32	32	32
B - A	△3	△1	0	0	1
A. 量の見込み(保育ニーズ)	159	151	149	148	145
B. 確保方策	139	139	139	139	139
B - A	△20	△12	△10	△9	△6

### (3)3号認定(認定こども園、保育所、地域型保育) 0-2歳

単位:人/年

区分	R2	R3	R4	R5	R6
A. 量の見込み(0歳)	85	82	80	77	76
B. 確保方策	54	60	66	78	78
B - A	△31	△22	△14	1	2
A. 量の見込み(1-2歳)	207	210	205	202	195
B. 確保方策	195	195	195	202	202
B - A	△12	△15	△10	0	7

# 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

## (1) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の保育の時間を超えて認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

### 確保方策の内容

- 延長保育事業については、すべての保育所で実施し、見込み量は十分に確保されていますが、今後も供給可能な体制を維持していきます。

単位:人/年

区分		R2	R3	R4	R5	R6
A. 量の見込み		94	92	89	87	86
B. 確保方策	実人数	112	112	112	112	112
	施設数(か所)	8	8	8	8	8
B - A		18	20	23	25	26

## (2) アフタースクール(放課後児童健全育成事業)

就労等により保護者が昼間家庭にいない就学児に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

### 確保方策の内容

- 全国的に利用者数が増加しており、今後もニーズは増えると推測されます。引き続き、児童の安全な居場所を提供するため、学校の余裕教室の活用や施設整備などにより、確保対策を講じていきます。

単位:人/年

区分		R2	R3	R4	R5	R6
A. 量の見込み	合計	507	519	557	579	602
	1~3年生(低学年)	368	377	398	401	412
	4~6年生(高学年)	139	142	159	178	190
B. 確保方策	1~6年生	507	519	557	579	602
	施設数(か所)	14	14	14	14	14
B - A		0	0	0	0	0

## (3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

### 確保方策の内容

- 市内1か所(さくらこども学園)、中・西播磨地域で4か所実施しており、今後さらなる需要に対しても、供給可能な体制を維持していきます。

単位:人日/年

区分		R2	R3	R4	R5	R6
A. 量の見込み		13	12	12	12	12
B. 確保方策	延べ人数	21	21	21	21	21
	施設数(か所)	5	5	5	5	5
B - A		8	9	9	9	9



## (4)地域子育て支援拠点事業

乳幼児と保護者が相互の交流を行う場所を開設し、相談、情報の提供等を行う事業です。

### 確保方策の内容

- 少子化や保護者の就労等により、利用者数は減少傾向にありますが、事業のPRにより利用者数の維持に努めます。
- 子育て中の保護者が地域の中で交流を深めながら、いきいきと子育てができるよう支援するとともに、引き続き体制の整備・維持に努めます。

単位:人日/年

区分		R2	R3	R4	R5	R6
A. 量の見込み		4,528	4,437	4,405	4,312	4,182
B. 確保方策	延べ人数	4,528	4,437	4,405	4,312	4,182
	施設数(か所)	1	1	1	1	1
B - A		0	0	0	0	0

## (5)一時預かり事業

家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所等で一時的に預かる事業です。

### 確保方策の内容

- 市立幼稚園では4・5歳児、認定こども園では3~5歳児で実施しています。
- 幼稚園在園者の一時預かり事業は、すべての幼稚園、認定こども園で実施します。また、それ以外の一時的預かり事業は、保育所4か所、ファミリー・サポート・センター及びすこやかセンター内乳幼児一時預かりで実施し、十分な確保体制を維持していきます。

### ①幼稚園型

単位:人日/年

区分		R2	R3	R4	R5	R6
A. 量の見込み		53,937	51,674	49,889	48,341	48,341
B. 確保方策	延べ人数	53,937	53,654	53,654	53,654	53,654
	施設数(か所)	11	11	11	11	11
B - A		0	1,980	3,765	5,313	5,313

### ②幼稚園型以外

単位:人日/年

区分		R2	R3	R4	R5	R6
A. 量の見込み		2,807	2,792	2,789	2,712	2,632
B. 確保方策	一時預かり事業	5,384	5,384	5,384	5,384	5,384
	ファミリー・サポート・センター事業	862	862	862	862	862
B - A		3,439	3,454	3,457	3,534	3,614

## (6)病児・病後児保育事業

病院・保育所等に付設された専用スペースで、病児を看護師等が一時的に保育する事業です。

### 確保方策の内容

- 病児・病後児保育事業については、市内1か所で実施しており、今後の需要に対して供給可能な体制を維持していきます。

単位:人日/年

区分		R2	R3	R4	R5	R6
A. 量の見込み		467	454	445	430	420
B. 確保方策	延べ人数	720	720	720	720	720
	施設数(か所)	1	1	1	1	1
B - A		253	266	275	290	300

## (7)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 確保方策の内容

- 市内1か所で実施しており、今後も提供会員の確保や依頼内容への柔軟な対応に努め、量の見込みを確保します。また、さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持します。

単位:人日/年

区分		R2	R3	R4	R5	R6
A. 量の見込み	1~3年生	967	941	924	889	855
	4~6年生	293	282	280	268	261
B. 確保方策	1~3年生	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001
	4~6年生	317	317	317	317	317
B - A		58	95	114	161	202

## (8)利用者支援事業

子ども又は保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

### 確保方策の内容

- 母子保健型の利用者支援事業については、保健センターにおいて、平成30年度から赤穂市子育て世代包括支援センター「えるふぁルーム」を開設し実施しています。
- 基本型の利用者支援事業については、市役所の子育て支援担当窓口を総合相談窓口として実施しています。
- 妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない支援体制を継続します。

単位:か所

区分		R2	R3	R4	R5	R6
A. 量の見込み		2	2	2	2	2
B. 確保方策		2	2	2	2	2
B - A		0	0	0	0	0

## (9)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

### 確保方策の内容

- 生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師、助産師、子育て応援隊が訪問し、安心して育児ができるよう養育環境等の把握や助言を行います。

単位:人/年

区分	R2	R3	R4	R5	R6
A. 量の見込み	284	275	268	260	252
B. 確保方策	284	275	268	260	252
B - A	0	0	0	0	0

## (10)養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### 確保方策の内容

- 子育てに対して不安を抱える家庭や虐待のリスクがある等、支援の必要性がある家庭を保健師等が訪問し、養育に関する助言を行います。

単位:人/年

区分	R2	R3	R4	R5	R6
A. 量の見込み	48	48	48	48	48
B. 確保方策	48	48	48	48	48
B - A	0	0	0	0	0

## (11)妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導等を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### 確保方策の内容

- 妊娠中の母子の健康を保持するため、妊娠届出時に妊婦健診の必要性について周知します。また、妊婦健康診査に係る費用助成を行い、受診を促進します。

単位:人/年

区分	R2	R3	R4	R5	R6
A. 量の見込み	426	415	403	391	387
B. 確保方策	426	415	403	391	387
B - A	0	0	0	0	0



# 計画の推進体制等

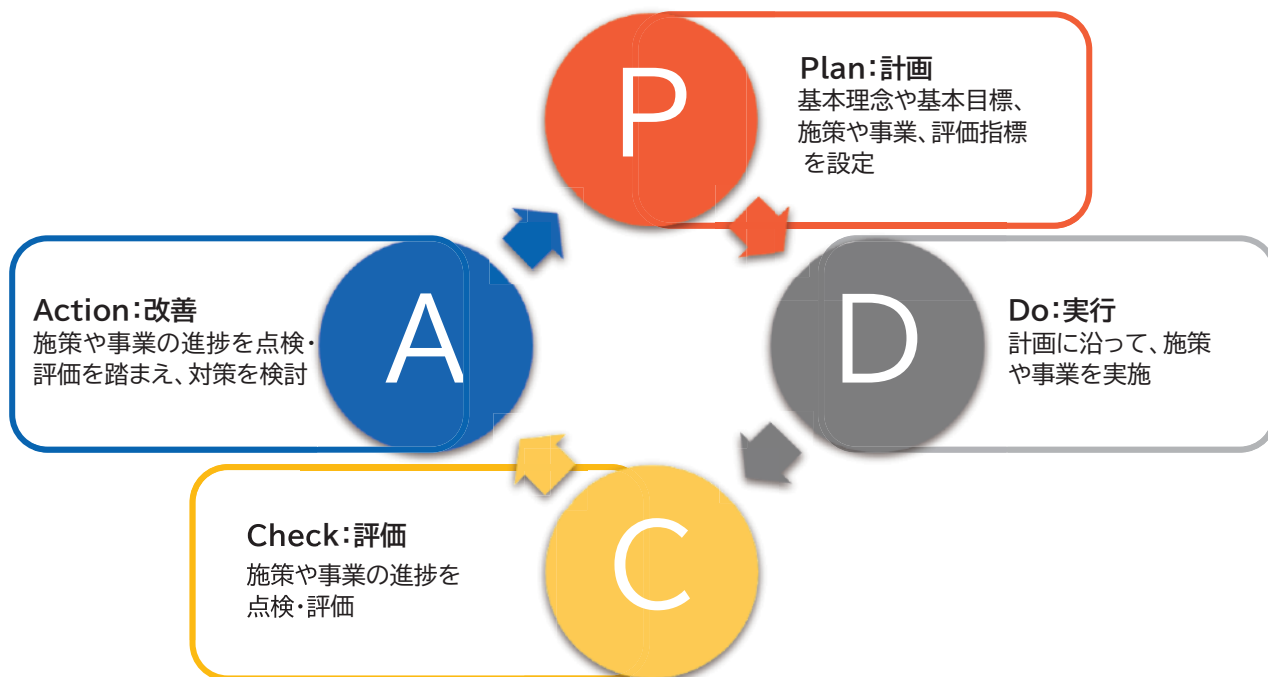
## 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援に関わる関係機関をはじめ、学校、事業所、地域等と広く連携を図り、多くの関係者の意見を取り入れながら、施策を推進していくとともに、社会情勢の急速な変化や新たな課題についても積極的に対応していきます。

また、計画の広報等により市民等の理解を深めるとともに、地域による取組を支援し、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加・参画を推進します。

## 計画の点検・評価

本計画に基づく施策を推進するため、「赤穂市子ども・子育て会議」において、「PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）」の考え方に基づき、事業の実施状況を点検・評価し、その結果に基づいて対策を実施していきます。



## 第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画

概要版

〒678-0292 赤穂市加里屋 81 番地 赤穂市健康福祉部  
TEL 0791-43-6808 / FAX 0791-45-3396  
メール kosodate@city.ako.lg.jp